

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
13	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度に検討を開始し、平成23年度なるべく早い時期に結論を得ます。	<p>事故調査機関の在り方に関する基礎調査</p> <p>研究会による検討</p> <p>消費者委員会による調査審議を踏まえ、関係省庁・機関の協力を得て、効果的に機能する仕組みを検討</p> <p>検討結果を踏まえた措置・対応</p> <p>措置・対応を踏まえた事故調査の実施</p>				

事故調査機関の在り方

対応方針

(1) 概要

消費者の生命・身体に被害を及ぼす事故について、事故の拡大あるいは類似事故の発生を防止するためには、事故発生の原因を分析・解明すること、すなわち事故原因の究明が必要である。

この事故原因究明を担う調査機関の在り方を検討するため、外部有識者を含むプロジェクトを発足させ、我が国における既存の事故調査機関や関連機関の機能を検証し、併せて海外における事故調査機関の在り方を調査・研究し、消費者委員会における調査審議を踏まえ、関係省庁・機関の協力を得て効果的に機能する事故調査機関の在り方について検討し、検討結果を踏まえて必要な措置・対応を講じる。

(2) 主な視点・論点

- ① 現行の事故原因究明に係る機関・機能についての整理と評価
- ② 新たな機関・機能のニーズの確認
- ③ 刑事捜査と行政調査の関係整理
- ④ 事故原因究明に係る機関・機能に求められる属性

(3) 工程詳細

